

令和7年度（2025年度）八王子市立小・中・義務教育学校
特別支援学級使用教科用図書採択要綱

（目的）

第1条 この要綱は、八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、令和7年度から八王子市立小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択を公正かつ適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

（採択の権限）

第2条 教科書を採択する権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により、教育委員会に属する。

（採択の時期）

第3条 教科書の採択の時期は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第14条の定めるところによる。

（採択の基本方針）

第4条 特別支援学級において使用する教科書については特に支障があり、これより優れたものがある場合にのみ採択替えを行うことができるものとされているため、学校教育法附則第9条の規定により、文部科学省が作成した教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書について、本要綱に基づき採択するものとする。

（採択の方法）

第5条 教科書の採択は、教育委員会が義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づく東京都教育委員会の指導、助言又は援助の下に行うものとする。

2 教科書の採択にあたっては、従来の研究の成果や教員及び保護者等の意見を反映させ、公正かつ適正な採択を実施するものとする。

3 教育委員会は、教科用図書選定資料作成委員会（以下「資料作成委員会」という。）を置き、資料作成委員会の報告を参考にしながら、採択する。

（教科書の調査・研究の観点）

第6条 教科書の調査・研究は、東京都教科用図書選定審議会の答申等を踏まえ、次の事項を中心に行う。

（1）内容

（2）構成上の工夫

（3）児童・生徒の特性を踏まえた必要性等

(教科書の市民への周知)

第7条 教育委員会は、教科書を広く市民の閲覧に供するため、閲覧場所、時間等の周知に努める。

(庶務)

第8条 教科書採択に関する庶務は、学校教育部教育指導課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。